

業務連絡

2020年 5月21日
JR東海労新幹線関西地本
編集 業務部 No.21

2020年5月20日、新大阪日之出会議室において「申」第26号について、会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

以下、組合の申し入れと会社回答。

「移動禁止時の手歯止め撤去について」の申し入れ

現在、大阪仕業検査車両所における作業時、すなわち移動禁止表示器が「赤」の時であっても当該列車の手歯止めが取り外されている。

しかし、仕業検査ではブレーキ試験検査の項目があり、その検査時にブレーキ設定器を「運転位置」にした際にBC圧力が0kPaとなりブレーキが全くかかっていない状態になる。この時に手歯止めが外されていると列車が転動する恐れがある。

仕業検査ではブレーキ試験検査と同時期に列車の床下側検査が行われ、台車やブレーキディスク、ライニング等、ブレーキ装置関係に作業者が近づいて検査を行っている。この時に列車が転動すると触車し、重大な労働災害につながる。また申告作業でも同様の事態が考えられる。

社員が安全に安心して作業ができる職場環境を作るために、以下の通り申し入れるので早急に団体交渉の場を設定すること。

1. 会社は移動禁止時であっても歯止め撤去を許可しているのか明らかにすること。

【会社回答】

移動禁止表示が赤の状態でも、ハンドル投入を伴わない運転整備であれば行って良いとしている。

2. 会社は移動禁止時にブレーキが全くかかっていない（転動防止が行われていない）状態になることを想定しているのか明らかにすること。

【会社回答】

ブレーキ試験の際に、ブレーキ設定器「運転位置」にすることで一時的にブレーキが掛っていない状態となるが、検査中は手歯止めを装着しており転動防止措置は行っている。

3. 移動禁止時は手歯止めを撤去しない等、転動防止、労働災害防止の対策を行わないのか明らかにすること。

【会社回答】

転動防止、労災防止という観点で現状の取扱いに問題があるとは考えておらず、移動禁止表示が赤である事を持って手歯止めを撤去してはいけないと言う取扱いにする考えはない。

以上